

香川県報



第 83 号

平成 15 年

10月21日(火曜日)

目次

告示

目次

（印は、県法規集掲載事項）ページ

字の区域に編入する旨の届出	(自治振興課)	一
保安林の指定の解除予定の通知	(みどり整備課)	一
公有水面埋立承認	(土木監理課)	二
道路の供用開始	(道路保全課)	二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請	(県民参画課)	三
土地改良事業の適否決定	(土地改良課)	三
土地改良事業計画変更の適否決定	" "	三
土地改良事業の認可	" "	三
土地改良事業の同意	" "	三
土地改良区の役員のが就退任の届出	" "	三
土地改良区の役員の仕事完了の届出	" "	三
土地改良事業に係る換地処分	" "	三
土地改良事業に係る換地処分の届出	" "	三
香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の規定による保留地の処分に係る抽せん	(サンポート高松推進課)	三
選挙管理委員会規則		六

告示

香川県告示第五百九十七号

●最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十五年十月二十二日から編入する旨、東かがわ市長から届出があった。

平成十五年十月二十一日

香川県知事 真鍋 武紀

上 欄	下 欄
東かがわ市南野字庄原	東かがわ市南野字宗極六一五の二の一部、六一五の二の一部、六一九の二から六一九の三までの各一部、六二の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部
東かがわ市南野字宗極	東かがわ市南野字小飯六六三の二に隣接する道路・水路である国有地の全部
東かがわ市黒羽字下内	東かがわ市黒羽字下内八三から八五までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部並びに南野字宗極六三七の二に隣接する黒羽字下内の道路・水路である国有地の一部
東かがわ市黒羽字下内	東かがわ市南野字宗極六三七の二の一部、六三七の九の一部

香川県告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十五年十月二十一日

香川県知事 真鍋 武紀

- 解除に係る保安林の所在場所
仲多度郡琴南町川東字滝山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり整備課及び琴南町建設経済課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第五百九十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

平成十五年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 承認年月日

平成十五年十月十日

二 承認を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

国土交通省四国地方整備局

高松市福岡町四丁目二六番三三号

国土交通省四国地方整備局長 南部 隆秋

三 埋立区域

1 位置

綾歌郡綾歌町栗熊西一八六 番地先公有水面（通称忠次郎池）の一部

2 区域

別図のとおり

3 面積

三三九・三三三平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

綾歌郡綾歌町栗熊西一八六 番地先公有水面（通称忠次郎池）の一部

2 区域

別図のとおり

3 面積

八一九・七三三平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地

（「別図」は、省略する。）

香川県告示第六百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十月二十一日から同年十一月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路 線 名 紫雲出山線（二〇三三二号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡詫間町大字詫間字竹下三七七二番一 地先から	一三・〇	四七四	平成六年香 川県告示第 八百二十五 号で変更し た区域の一 部及び平成 十一年香川 県告示第八 百四十号で 変更した区 域
三豊郡詫間町大字詫間字吉久三三三二七番一 地先まで	三三・二		

四 供用開始の期日 平成十五年十月二十二日

公 告

香川県告示第六百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年十二月十四日まで

縦覧に供する。

平成十五年十月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

一 申請のあった年月日

平成十五年十月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

辻井 正次

さぬき市津田町鶴羽一三九一番地B 三〇一

三 定款に記載された目的

この法人は、人とイルカとの相互作用に関する科学的研究を行い、障害児とその家族およびに児童や一般の人々に対する、イルカ介在活動、イルカ介在療法などに関する事業を行うとともに、イルカ介在療法の専門家庭教育を行う。またその研究成果を発達教育・発達療育、社会教育、福祉、医療、自然環境等に役立て、心豊かな社会生活の実現に寄与することを目的とする。

香川県公告第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年九月二十九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十五年十一月十一日から同年十二月一日まで縦覧に供する。

平成十五年十月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業岡山地区	高松市産業部土地改良課
"	単独市費補助土地改良事業新池地区	"

香川県公告第六百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、東かがわ市が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（横断道関連・ほ場整備事業）石引北地区）計画を変更することについて平成十五年十月二日適当と決定した。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十五年十一月十一日から同年十二月一日まで縦覧に供する。

平成十五年十月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

香川県公告第六百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業道池下流地区）を行うことについて平成十五年九月二十二日認可した。

平成十五年十月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

香川県公告第六百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、東かがわ市が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（横断道関連）石引地区）を行うことについて平成十五年九月二十九日同意した。

平成十五年十月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

香川県公告第六百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、木田郡三木町土地改良区から役員の内退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年十月二十一日

香川県知事 真鍋武紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日

理事	多田 實	木田郡三木町大字平木五八八番地	平成二五、八、二七	中野 國義	大字小養一三八三番地五	
	溝淵 清美	大字井上五七番地		重安 昭一	大字氷上四三五番地	
	大井 國光	大字池戸一九七二番地一		谷本 善功	四六九四番地	
	中西 高義	大字井上一六三三番地二		石井 定夫	大字上高岡六七五番地	
	古市 弘	大字田中三六九八番地		酒井 清二	大字鹿庭一四五九番地	
	中野 國義	大字小養一三八三番地五		酒井 克行	大字奥山一四一八番地	
	筒井 廣之	大字田中四四七三番地		原内 次郎	大字下高岡二〇一一番地	
	重安 昭一	大字氷上四三五番地		石川 輝男	三六二〇番地一	
	黒田 昭三	二九六八番地		山地 満	大字池戸二五七四番地	
	石井 定夫	大字上高岡六七五番地		石原 收	大字下高岡四〇三三番地	
	長谷川 廣伸	大字奥山二二五六番地		森川 篤二	大字氷上四一五六番地二	
	酒井 清二	大字鹿庭一四五九番地		監事 岩淵 角太郎	大字井上五一三番地一	
	早川 健祐	大字下高岡一六四四番地		安西 清	大字上高岡二〇五二番地二	
	石原 收	四〇三三番地		向井 基雄	大字田中七八三番地一	
	山地 満	大字池戸二五七四番地		香川県公告第六百十二号		
	森川 篤二	大字氷上四一五六番地二		土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、木田郡三木町土地改良区から役員の住所の変更について次のとおり届出があつた。		
監事	岩淵 角太郎	大字井上五一三番地		平成十五年十月二十一日		
	真部 常夫	大字上高岡二二六二番地二		変更前 役員の		
	向井 基雄	大字田中七八三番地一		後の別 種類	氏 名	住 所
二 就任した役員				変更前 監事	岩淵 角太郎	木田郡三木町大字井上五一三番地
役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日	変更後 監事	岩淵 角太郎	木田郡三木町大字井上五一三番地一
理事	多田 實	木田郡三木町大字平木五八八番地	平成二五、八、二八	香川県公告第六百十三号		
	溝淵 清美	大字井上五七番地		土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があつた。		
	中西 高義	一六三三番地二		平成十五年十月二十一日		
	大井 國光	大字池戸一九七二番地一		香川県知事 真 鍋 武 紀		
	古市 弘	大字田中三六九八番地				
	筒井 廣之	四四七三番地				

土地改良事業を行つた者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業	五分一地区	平成二四、一一、二二
"	単独県費補助土地改良事業 (横断道関連)	国貫三号地区	平成二五、二、二八
"	単独県費補助土地改良事業 (横断道関連)	穂村地区	平成二五、三、二八
"	単独県費補助土地改良事業 (横断道関連)	勘定四号地区	平成二五、四、二八
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業	市場からと三号地区	平成二五、六、三〇

香川県公告第六百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、東かがわ市から平成十五年九月二十九日土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（横断道関連）宗種地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成十五年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百十五号

香川中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業施行条例（平成五年香川県条例第三号）第七条の規定により抽せんによる保留地の処分をするので、香川中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成八年香川県規則第五十九号、以下「規則」という。）（第三条の規定により次のとおり公告する。）

平成十五年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分する保留地の位置、地積及び処分価格

1 (一) 位置 高松市浜ノ町二六八番一五の一部ほか（二三街区三 一画地）

二の2に備え置く図面表示のとおり

(一) 地積 三六一・五七平方メートル

(二) 処分価格 六八、六九八、三〇〇円

2 (一) 位置 高松市浜ノ町一番二〇六の一部ほか（二三街区三 三画地）

二の2に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 一、一一三・〇四平方メートル

(三) 処分価格 二五五、九九九、二〇〇円

3 (一) 位置 高松市浜ノ町二三五番六の一部ほか（二三街区三 四画地）

二の2に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 八一・四四平方メートル

(三) 処分価格 一九八、八〇二、八〇〇円

4 (一) 位置 高松市錦町二丁目一五二番九の一部ほか（二六街区一 一画地）

二の2に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 四〇六・二五平方メートル

(三) 処分価格 七一、九〇六、二五〇円

5 (一) 位置 高松市錦町二丁目一五二番九の一部（二六街区一 二画地）

二の2に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 二〇二・二九平方メートル

(三) 処分価格 三三、三七七、八五〇円

6 (一) 位置 高松市錦町二丁目一五二番九の一部（二六街区一 三画地）

二の2に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 二〇八・七九平方メートル

(三) 処分価格 三四、四五〇、三五〇円

7 (一) 位置 高松市錦町二丁目一五二番九の一部（二六街区一 四画地）

二の2に備え置く図面表示のとおり

(二) 地積 二四一・七五平方メートル

(三) 処分価格 三九、八八八、七五〇円

8 (一) 位置 高松市錦町二丁目一五二番九の一部（二六街区一 五画地）

二の2に備え置く図面表示のとおり

- (二) 地積 一三五・六二平方メートル
- (三) 処分価格 三八、八七七、三〇〇円
- 9 (一) 位置 高松市錦町二丁目二五二番九の一部(二六街区一 六画地)
二の2に備え置く図面表示のとおり
- (二) 地積 三三四・二二平方メートル
- (三) 処分価格 五一、八四六、三〇〇円
- 10 (一) 位置 高松市錦町二丁目二五二番九の一部(二六街区一 七画地)
二の2に備え置く図面表示のとおり
- (二) 地積 三三九・一四平方メートル
- (三) 処分価格 五八、三三二、〇八〇円
- 二 抽せんの日時及び場所
- 1 日時 平成十五年十一月二十八日(金曜日)午前十時から
- 2 場所 高松市浜ノ町六八番四三号 香川県サンポート高松推進事務所
- 三 抽せんの参加者の資格に関する事項
- 1 次に掲げる者は、当該抽せんに参加することができない。
 - (一) 抽せんに係る契約を締結する能力を有しない者
 - (二) 破産者で復権を得ない者
 - (三) 規則第二条第二項の規定に該当する者なお、当該抽せんのいずれかにおいて、その公正な執行を妨げた者は、その後の抽せんに参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。
- 2 当該保留地の使用又は収益を開始することができる日から三年以内に土地の利用を図ることができる者であると認められる者でなければ、抽せんに参加することができない。
- 四 抽せんの無効に関する事項
- 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる場合には、抽せんを無効とする。
 - 1 抽せんに際し不正の行為があったと認められる場合
 - 2 当せん者が三に掲げる抽せんの参加者の資格を有しないことが判明した場合
- 五 抽せんの取消し又は延期による損害に関する事項

- 1 天災その他やむを得ない事由がある場合は、抽せんを取り消し、又は延期する。
 - 2 1の場合における抽せんの取消し又は延期による損害は、抽せん参加者の負担とする。
 - 六 抽せん参加申込書の提出先及び提出期限
 - 1 提出先
郵便番号七六〇 〇〇一一 高松市浜ノ町六八番四三号 香川県サンポート高松推進事務所 電話番号〇八七 八二六 三一一
 - 2 提出期限
平成十五年十一月十七日(月曜日)午後五時(郵送により提出する場合は、同日までに必着のこと。)
 - なお、受付時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
 - 七 抽せん参加申込書に添付する書類
 - 1 申込者が個人である場合にあつては、本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び東京法務局の発行する成年後見登記制度における登記事項証明書
 - 2 申込者が法人である場合にあつては、法人の所在地の法務局登記官が発行する資格証明書(法人の名称及び代表者の職氏名を証明したもの)
 - 3 印鑑証明書
 - 4 土地利用計画書
- 選挙管理委員会規則**
- 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年十月二十一日
- 香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友
- 香川県選挙管理委員会規則第二号
最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規則
最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程(昭和三十年香川県選挙管理委員会規則第三号)

第3号様式(第7条関係)

表

年 月 日 執行 最高裁判所裁判官国民審査公報
香川県選挙管理委員会

裏

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

の一部を次のように改正する。
第七条中「第四条」を「第七条」に改める。
第三号様式を次のように改める。

平成十五年十月二十一日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています